

Japan tax newsletter

EY税理士法人

平成28年度 税制改正大綱

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

Contents

- ▶ 法人課税
- ▶ 消費課税
- ▶ 国際課税
- ▶ 個人所得課税・資産課税
- ▶ 納税環境整備・その他

平成27年12月16日に、政府与党(自由民主党・公明党)による「平成28年度税制改正大綱(以下、大綱)」が公表されました。本ニュースレターにおいては、大綱で明らかにされた、法人課税、消費課税、国際課税等における主要な改正・見直し事項の概要を説明いたします。

安倍内閣は、平成24年の第二次政権発足以来、デフレ脱却と経済再生を最重要課題として、いわゆる「三本の矢」からなる経済政策を一体的に推進してきました。この間、我が国の税制にも、この政策に沿った新制度の導入や様々な改革が行われてきました。平成27年からは、「三本の矢」を一層強化しつつ、さらに「新・三本の矢(希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障)」により、少子高齢化に歯止めをかけ「一億総活躍社会」の実現をはかっていくことが目指されています。大綱においても、経済の好循環を確かなものにするために、成長志向の法人税改革が推進されています。ついに、法人実効税率の「20%台」への引下げが実現します。また、「社会保障と税の一体改革」を実現するために、平成29年4月に消費税率を確実に10%に引き上げ、低所得者への配慮として、飲食料品等の譲渡に軽減税率(8%)が導入されます。国際課税においては、OECDのBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの行動13の勧告を踏まえ、移転価格税制の文書化規定が整備されます。

なお、本ニュースレターの一部項目の内容については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意下さい。

大綱のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点については、[2015年12月28日付、弊社 Financial services tax alert「平成28年度税制改正 金融関連税制」](#)をご参照ください。

法人課税

法人税改革の枠組み

今回の法人税改正は、政府が目標としていた「法人実効税率20%台」が実現される点に特徴があります。この改正は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方に基づいた、成長志向型の法人税の構造改革を一層推進するものです。法人課税の構造を、より広く負担を分かち合う方向に改めて、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減することで、収益力の拡大に向けた前向きな投資を後押しし、継続的・積極的な賃上げが可能な企業体質へと転換させることを狙った、成長戦略の一環としての税制改正であると言えます。

法人実効税率の引き下げは、2段階にわたって実施されます。第1段階では平成28年度から、法人税の税率を23.4%（現行23.9%）に引き下げます。合わせて地方法人課税においても、平成28年度から、大法人向けの法人事業税の外形標準課税を8分の5（平成27年度：8分の3）に拡大する代わりに、地方法人特別税を含む所得割の標準税率を3.6%（現行6.0%）に引き下げます。この結果、国・地方を通じた法人実効税率は、平成28年度において29.97%となります。

さらに第2段階では、平成30年度から法人税の税率を23.2%に引き下げます。この結果、国・地方を通じた法人実効税率は29.74%となります。平成26年度には34.62%であった法人実効税率が、合計4.88%引き下げられることで、設備投資の拡大や労働分配率の向上など、経済の好循環に向けた企業の取り組みに足場が作られることとなります。

このほか、減価償却制度の見直しや欠損金繰越控除制度の見直し等によって、税率引き下げに対応する課税ベースの拡大が手当てされることになりました。一方、中小法人（資本金1億円以下の法人等）に対する税制措置の見直しについては、平成27年度改正に引き続いて見送られ、今後課題を残す形となりました。

(法人実効税率)

	現行		改正案	
	平成26年度	平成27年度	平成28-29年度	平成30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

※モデルは外形標準課税適用（標準税率）の大法人

法人実効税率の引き下げや、繰越欠損金の控除限度額の変更により、繰延税金資産・繰延税金負債の計上額を修正する必要が生じます。また、所得の状況等によっては、税負担が増加する法人もあるため、自社の税負担の変動については個々に試算しておく必要があります。

法人税率の引き下げ

法人税率が段階的に引き下げられます。平成28年4月1日以後に開始する事業年度においては、法人税率が23.9%から23.4%に下がります。さらに平成30年4月1日以後に開始する事業年度においては、23.2%に下がります。

		現行	改正案	
		平成27年度	平成28-29年度	平成30年度
中小法人以外の普通法人		23.9%	23.4%	23.2%
中小法人	所得の金額のうち年800万円以下の部分	19.0% (15.0% ※)	19.0% (15.0% ※)	19.0%
	所得の金額のうち年800万円を超える部分	23.9%	23.4%	23.2%

※軽減税率15.0%は、平成29年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

法人事業税率の変更と外形標準課税の拡大

平成28年4月1日以後に開始する事業年度において、資本金1億円超の普通法人の法人事業税・地方法人特別税の標準税率が、次の表のとおり変更されます。

		現行	改正案
		平成27年度	平成28年度
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)
	年400万円超 800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)
地方法人特別税		93.5%	414.2%

(注1) カッコ内の率は、地方法人特別税率に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率は、標準税率の2倍（現行は1.2倍）に引き上げられます。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

また、外形標準課税の拡大に対応して、平成27年度改正で創設された負担変動に対する軽減措置が拡充されます。欠損法人や、事業規模に比べて所得が小さい法人など、外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模(付加価値額)が一定以下の法人については、負担増を軽減する措置が3年間(平成30年度末まで)適用されます。付加価値額が30億円以下の法人の場合には、適用年度の課税標準(所得割、資本割、付加価値割各々の課税標準)に、平成27年度の税率と適用年度の税率を乗じ、後者の負担が重くなる場合、負担増加額の一定割合(平成28年度3/4、平成29年度1/2、平成30年度1/4)を適用年度の事業税額から控除します。付加価値額が30億円超40億円未満の法人の場合にも、上記の一定割合を上限とする控除が認められます(付加価値額が40億円に近付けばこの一定割合はなだらかに逡減します)。

地方法人課税の偏在是正

消費税率の10%への引上げに伴い、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止し、法人事業税に還元します。また、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、地方法人税の税率を引き上げます。両税の合計税率(現行:17.3%)は、改正後も変わりません。これらの改正は、地域間の税源配分を是正するものであり、實際上、法人の税負担への影響はほとんどありません。

欠損金の繰越控除制度の見直し

平成27年度税制改正で決定された大法人の欠損金繰越控除の見直しについて、企業経営への影響を平準化するため、控除限度割合の減少ペースが、次の表のとおり変更されます。

平成27年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月~平成29年3月	100分の65	平成27年4月~平成28年3月	100分の65
		平成28年4月~平成29年3月	100分の60
平成29年4月~	100分の50	平成29年4月~平成30年3月	100分の55
		平成30年4月~	100分の50

繰越欠損金の繰越期間を10年に延長する措置は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じる欠損金額について適用されます。

減価償却制度の見直し

建物と一体的に整備される建物付属設備や、建物同様に長期間安定的に使用される構築物について、償却方法が定額法に一本化されます。平成28年4月1日以後に取得をするものについて適用されます。

中小企業の固定資産税の軽減

中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行日から平成31年3月31日までの間において、同法に規定する認定生産性向上計画(仮称)に記載された生産性向上設備(仮称)のうち、一定の機械及び装置の取得をした場合には、当該機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置が講じられます。

役員給与に関する税制の整備

損金に算入される役員給与について、以下の改正が行われます。

損金算入される役員給与	主な要件(現行)	改正案
定期同額給与	その支給が1カ月以下の一定の期間ごとである給与で、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの	改正なし
事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、納税地の所轄税務署長に届出をしているもの	役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与(いわゆる株式報酬)について、事前確定の届出が不要とされます
利益連動給与	業務執行役員に支給する利益連動給与で一定のもの	算定指標の範囲にROE(自己資本利益率)その他の利益に関連する一定の指標が含まれることが明確化されます

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体が行う地方創生を推進する上で、効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税及び法人税からの税額控除を認める、企業版ふるさと納税制度が創設されます。現行の寄付金額の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、最大で寄付金額の10%の税額控除(法人事業税)と20%の税額控除(法人住民税及び法人税)が認められます。

組織再編税制の見直し

(1) 株式交換又は株式移転(以下「株式交換等」という)に係る税制について、次の見直しが行われます。

イ 共同事業を行うための株式交換等に係る適格要件のうち、役員継続要件について、株式交換等前の特定役員の「全てが」その株式交換等に伴って退任をする株式交換等でないこととします。

ロ 適格株式交換等により親法人が取得する子法人株式の取得価額について、株主が50人以上である子法人の場合には、その子法人の「直前の申告における」簿価純資産価額にその後の資本金等の額等の増減を調整したものとします。

(2) 共同事業を行うための新設合併、新設分割又は株式移転に係る適格要件のうち、株式継続保有要件の判定が明確化されます。

投資法人に係る課税の特例

(1) 投資法人の支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、原則として純資産控除項目の額のうち前期繰越利益の額を超える部分の金額を控除する等の調整措置を講じます。この改正は、平成28年4月1日以後に行う支払配当等について適用されます。

(2) 投資法人に係る課税の特例について、特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件における特定の資産のうち匿名組合契約等に係る権利を、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限ることとします。

その他

(1) 交際費

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例(費用の50%を損金算入)及び中小法人に係る損金算入の特例(年間800万円の定額控除)の適用期限が2年延長されます。

(2) 少額減価償却資産

中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上、その適用期限が2年延長されます。

(3) 生産性向上設備投資促進税制

生産性向上設備投資促進税制(平成26年度改正で導入)は、適用期限(平成29年3月31日)をもって廃止することになりました。即時償却等の上乗せ措置も延長されません(平成28年3月31日で打ち切り)。

(4) 欠損金の繰戻し還付制度

中小企業等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の適用期限が2年延長されます。

消費課税

軽減税率制度

平成29年4月1日の消費税10%への引き上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、一定の品目について8%の軽減税率制度が同日より導入されることとなりました。対象となるのは、飲食料品(生鮮食品及び加工食品)の購入(酒類と外食は除かれます)と新聞の購読です。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が平成33年4月1日から導入されることとなり、それまでの期間は、簡素な方法として「区分記載請求書等保存方式」が採用されます。

(1) 軽減税率対象品目及び税率

軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等は次のとおりとし、軽減税率は6.24%(地方消費税と合わせて8%)とします。

イ 飲食料品の譲渡(食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業、その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供(外食)を除く)

(注1) 上記の「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)をいいます。

(注2) 飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産については、飲食料品に該当しません。ただし、一定金額以下の少額の資産であって、当該資産の主たる部分が飲食料品から構成されているものについては、その全体を飲食料品として軽減税率の対象とします。

ロ 定期購読契約が締結された新聞(一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る)の譲渡

(注3) 軽減税率の対象となる保税地域から引き取られる課税貨物は上記イの飲食料品とし、軽減税率は6.24%(地方消費税と合わせて8%)とします。

(2) 区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式が導入されるまでの4年間における仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するため、以下の措置(区分記載請求書等保存方式)が講じられます。

① 帳簿及び請求書等の記載事項の追加

軽減税率対象品目に係る課税仕入れについて、帳簿記載事項に「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」が追加され、また、請求書等の記載事項に「軽減対象課税資産

の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに合計した対価の額」が追加されます。なお、課税資産の譲渡等を行う者には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さないため、請求書の交付を受けた事業者による事実に基づく追記も認められます。

② 売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者に対して、売上の一定割合(以下のイ、ロ、ハのいずれか)を軽減税率対象品目の売上として税額を計算する特例が設けられます。当該特例は、課税売上高5千万円以下の中小事業者については、適格請求書等保存方式移行までの4年間、中小事業者以外についても軽減税率制度導入から1年間に限り適用が認められています。

イ 卸売業及び小売業に係る課税仕入総額のうち、軽減税率対象品目の仕入額の占める割合(簡易課税制度の適用を受ける事業者は対象外)

ロ 通常の事業を行う連続する10営業日の課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合

ハ 上記(イ)及び(ロ)が困難な事業者について、50%

③ 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者については、以下の特例を軽減税率制度導入から1年間受けることができます。

イ 卸売業又は小売業に係る課税仕入に係る税込支払対価の額の合計額に課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合を乗じた金額を軽減対象税込課税仕入れの金額とする方法(簡易課税の適用を受ける事業者は対象外)

ロ 課税期間末日までの簡易課税制度の事後選択・適用

基準期間における課税売上高が5,000万円超である事業者についても、区分経理が困難な事情がある場合は、簡易課税に準じた計算による申告を選択することが認められます。

(3) 適格請求書等保存方式の導入

現行の請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が、仕入税額控除の要件とされます。

① 適格請求書発行事業者登録制度の創設

免税事業者以外の事業者であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者を「適格請求書発行事業者」といいます。登録事業者の氏名又は名称及び登録番号はインターネットを通じて公表することとされています。

② 適格請求書又は適格簡易請求書

適格請求書発行事業者は、以下の事項を記載した適格請求書を交付することが求められます。不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う者は、適格請求書に代えて、一定の記載事項を省略した適格簡易請求書を交付することができます。適格請求書発行事業者には、適格請求書又は適格簡易請求書の交付義務(自動販売機による課税資産の譲渡等一定の取引を除く)及びその書類の写しの保存義務が課されます。

適格請求書の記載事項:

- イ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該課税資産の譲渡等が、軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨)
- ニ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ホ 消費税額等
- ヘ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

③ 仕入税額控除の要件の見直し

課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」が加えられます。自動販売機からの購入、その他一定の場合を除き、次に掲げるものの保存が課税仕入れに係る仕入税額控除の要件とされます。

- イ 適格請求書
- ロ 適格簡易請求書
- ハ 適格請求書の記載事項に係る電磁的記録(注)
- ニ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの(適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る)
- ホ 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等)が、委託を受けて行う農水産品の譲渡等について作成する一定の書類

(注)適格請求書発行事業者が、あらかじめ課税資産の譲渡等を受ける他の事業者の承諾を得たときは、適格請求書を交付することに代えて、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供することができます。

④ 税額の計算方法

売上にかかる消費税額及び仕入れに係る消費税額の計算は、次の方法のいずれかにより計算することとなります(売上に係る税額の計算において(ロ)の計算方法を採用する場合は、仕入れに係る税額の計算において(イ)を採用することはできません。)

- イ 税率の異なるごとに区分した金額の合計額(税込価格)にそれぞれの税率を乗じた「割り戻し計算」
- ロ 交付した又は交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書に記載された消費税額等の「積み上げ計算」(交付した適格請求書等について写しを保存している場合に限る)

⑤ 免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置

適格請求書等保存方式導入後は免税事業者からの仕入は仕入税額控除の対象となりませんが、当初6年間は国内において免税事業者等から行った課税仕入れについて一定の帳簿及び請求書等の保存を要件に、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に80%又は50%を乗じた額を仕入税額として控除することとされました。

適用期間	仕入控除割合
平成33年4月1日～36年3月31日	80%
平成36年4月1日～39年3月31日	50%

(4) 適用時期

上記の改正は、(1)及び(2)が平成29年4月1日以後、(3)が平成33年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用されます。

軽減税率の導入が決定しました。導入は平成29年4月なので、事業者はあと1年と少しの間に、制度対応のための準備(区分経理への対応、経理システム整備など)を早急に行う必要があります。また、導入当初の4年間は、区分経理が困難な事業者やシステム整備が間に合わない事業者がいることも想定して、適格請求書(インボイス)の発行は求められず、軽減税率対象売上等に簡便計算が認められます。政府も、インボイス制度導入に係る事業者の準備状況や取引への影響などを検証して、必要と認められるときは、法制上の措置等を講ずるとしています。

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール(案)

		平29.4(導入)	平33.4	平36.4	平39.4
		【現行制度】	【区分記載請求書等保存方式】 (平成29年4月~)	【適格請求書等保存方式】 (平成33年4月~)	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算		現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 適格請求書の税額の積上げ計算 ▶ 取引総額からの割戻し計算 のいずれかを選択	
	請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可		現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可		買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除)	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (50%控除)
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可				
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算(4年間) ^(注1)		
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間) 現行どおり 見直し 簡易課税の事後選択(1年間) ^(注2)		
検証		検証	検証		

(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。

(注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能。

(出典:財務省作成資料)

その他

(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

平成29年1月1日以後に受ける事業者向け電気通信役務利用の提供のうち、国内事業者の外国事業所等及び国外事業者の国内における恒久的施設において受けるものの消費税の内外判定基準が以下のとおり変更されます。

- 国内事業者の外国事業所等において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等によりのみ要するもの

改正前	改正案
特定仕入取引 (リバースチャージ対象取引)	対象外取引 (国外取引)

- 国外事業者の日本国内に所在する恒久的施設において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するもの

改正前	改正案
対象外取引 (国外取引)	特定仕入取引 (リバースチャージ対象取引)

平成27年度税制改正において導入された国境を越えた電気通信利用役務提供に係る消費税については、役務を受ける者の所在地(法人については本店又は主たる事務所等の所在地)により消費税の内外判定を行うこととされたため、内国法人の国外支店が受ける役務提供が実質的に国外で行われているにもかかわらず消費税の課税対象とされておりました。本改正は特に支店形態で海外に進出している金融機関等について影響が大きいものと考えられます。

(2) 高額資産を取得した場合における中小事業者に対する特例措置の見直し

免税事業者を除く事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内において、税抜金額が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産の課税仕入れ・保税地域からの引取りを行った場合(高額資産の仕入れ等)又は資産の自己建設等を行った場合には、当該仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度が適用されないこととなりました。

本改正については、平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合に適用されますが、平成27年12月31日までに締結した契約に基づく高額資産の仕入れ等については適用されないこととなっております。

現行可能なスキーム	第1期	第2期	第3期	第4期	...
	本則課税	簡易課税	簡易課税	本則課税	...
	建物の建設完成: (消費税還付)		建物の引渡: (課税売上計上)		
改正案	第1期	第2期	第3期	第4期	...
	本則課税	本則課税	本則課税	本則課税	...

高額資産取得・建設後2期は、本則課税が強制される

高額不動産等を建設・取得した年に「本則課税」により多額の消費税還付を受け、売却した年は「簡易課税」の適用を受けて納税額の圧縮を図る、といったスキームの問題点がかねてより指摘されてきました(上図参照)。この改正は、このような問題点に対処するものです。

国際課税

「BEPS」プロジェクトを踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度の整備

経済界のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として多国籍企業の報告等(移転価格に係る文書化)に関するルールが整備されます。具体的には、多国籍企業グループに対して、①国別報告書(CbCレポート:各国共通様式)、②マスターファイル、③ローカルファイルの3種類の文書を税務当局に提供(又は作成・保存)することが義務付けられます。

- ▶ **国別報告書:** 多国籍企業グループの各国別の所得、納税額の配分等、多国籍企業グループの各国別の活動状況に関する情報。多国籍企業グループ内の移転価格上の問題点における所在の有無を評価するために使用
- ▶ **マスターファイル:** 多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等、多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。多国籍企業グループ内の重大な移転価格上の問題点における所在の有無を評価するために使用
- ▶ **ローカルファイル:** 関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。独立企業原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行うために使用

我が国においても、国別報告書及びマスターファイルに加え、ローカルファイルについても作成が義務化されることにご留意ください。

上記3種類の文書の国内報告制度整備に係る税制改正大綱の内容は以下のとおりです。

国別報告書(CbCレポート)

1. 概要

多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供義務者である法人は、当該多国籍企業グループに係る国別報告事項を、最終親事業体の会計年度終了日の翌日から1年を経過する日までに、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供しなければならないこととされます。

2. 多国籍企業グループの範囲

適用される会計基準において、連結財務諸表を作成すべき企業集団(その連結財務諸表における連結親会社が他の連

結財務諸表における連結子会社となる企業集団を除く)で、税務上の居住地国(恒久的施設及び外国における恒久的施設に相当するものの所在地国を含む)が異なる2以上の事業体を含むものとされます。

3. 構成事業体の範囲

- (1)適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体
- (2)規模の重要性を理由として連結の範囲から除外される事業体

4. 国別報告事項の項目

多国籍企業グループが事業活動を行う国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他必要な事項とし、「BEPSプロジェクト」の勧告で示されたOECD移転価格ガイドライン第5章改定案(以下「移転価格ガイドライン改定案」という。)の別添3に示された記載項目と同様とされます。

5. 提供義務者

国別報告事項の提供義務者は、下記(1)又は(2)に掲げる者とされます。

- (1)多国籍企業グループの最終親事業体(構成事業体のうち、他の構成事業体を支配するものをいいます。以下同じ)又は代理親事業体(国別報告事項を提供する者として最終親事業体が指定した当該多国籍企業グループの構成事業体をいいます。以下同じ)である内国法人
- (2)多国籍企業グループの構成事業体である内国法人(最終親事業体又は代理親事業体に該当するものを除きます。以下(2)において同じ)又は恒久的施設を有する外国法人

なお、多国籍企業グループの構成事業体である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合には、これらの法人を代表する1社のみが国別報告事項を提供すれば足りることとされます。

(注)上記(2)に掲げる者が提供義務者となるのは、わが国の国税当局が、多国籍企業グループの最終親事業体(代理親事業体の指定がある場合には代理親事業体)の居住地国(わが国が締結した租税条約等の相手国に限る。)を通じて当該多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供を受けることができないと認められる場合に限られます。

6. 提供義務者等に関する国税当局への報告義務

多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供義務者等を明らかにするために、国別報告事項の提供義務者及び国内に所在する他の構成事業体の名称、所在地、その他必要な事項を、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供しなければならないこととされます。

7. 国別報告事項の提供義務の免除

直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループについては、国別報告事項の提供義務が免除されます。

8. 使用言語

英語とします。

9. 提供義務の担保策

国別報告事項を期限内に税務署長に提供しない場合の罰則が設けられます。

10. 適用時期

上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度に係る国別報告事項について適用されます。

最終親事業体は、各国別の納税額等の情報を対象事業体から入手することが必要となるため、その入手可能性につき事前の検討が必要となります。その上で、作成された国別報告書が各国税務当局によってどのように検討されるのか、事前にリスク分析を実施し、当初報告期限までに必要に応じて見直しを行っていくことが必要と考えられます。なお、罰則の内容については今後注視していく必要があります。

また、国によって提出義務の免除の基準が異なるため、上述5(2)及び注書きと同様の規定を盛り込む国においては、その国に対し対象事業体が国別報告書の提出を求められる可能性があります。

マスターファイル

1. 概要

多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供義務者である法人は、当該多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を、最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日までに、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供しなければならないこととされます。

2. 多国籍企業グループの範囲

適用される会計基準において、連結財務諸表を作成すべき企業集団(その連結財務諸表における連結親会社が他の連結財務諸表における連結子会社となる企業集団を除く)で、税務上の居住地国(恒久的施設及び外国における恒久的施設に相当するものの所在地国を含む)が異なる2以上の事業体を含むものとされます。

3. 構成事業体の範囲

(1)適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体

(2)規模の重要性を理由として連結の範囲から除外される事業体

4. 事業概況報告事項の項目

多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況、その他必要な事項とし、移転価格ガイドライン改定案の別添1に示された記載項目と同様とされます。

5. 提供義務者

事業概況報告事項の提供義務者は、多国籍企業グループの構成事業体である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人とします。なお、多国籍企業グループの構成事業体である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合には、これらの法人を代表する1社のみが事業概況報告事項を提供すれば足りることとされます。

6. 提供義務者等に関する国税当局への報告義務

多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供義務者等を明らかにするために、事業概況報告事項の提供義務者及び国内に所在する他の構成事業体の名称、所在地、その他必要な事項を、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供しなければならないこととされます。

7. 事業概況報告事項の提供義務の免除

直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループについては、事業概況報告事項の提供義務が免除されます。

8. 使用言語

日本語又は英語とされます。

9. 提供義務の担保策

事業概況報告事項を期限内に税務署長に提供しない場合の罰則が設けられます。

10. 適用時期

上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度に係る事業概況報告事項について適用されます。

国によっては対象事業体の定義が異なる(例えば、中国では株式の25%以上の所有で移転価格税制対象事業体とみなされる)ため、マスターファイルについてもいくつかのバージョンの作成が必要になる可能性があります。また、3月決算法人の日本における最初の提出期限が通常は平成30年3月末である一方、他国の国内法により定められる提出期限が、日本の提出期限よりも早く規定される可能性があります。その場合は他国の提出期限に合わせた対応が必要となります(例えば、中国においては12月決算であるため、平成28年12月期を対象初年度とする場合のマスターファイルの提出期限は平成29年5月末(ローカルファイルと同時のコンプライアンス対応を想定)となります)。なお、罰則の内容については今後注視していく必要があります。

ローカルファイル

1. 概要

国外関連取引を行った法人は、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(電磁的記録を含みます。以下、「ローカルファイル」といいます)を確定申告書の提出期限までに作成しなければならないこととされます。

2. ローカルファイルの項目

租税特別措置法施行規則第22条の10第1項各号に掲げる書類について、記載項目の明確化等の所要の整備を行うとともに、移転価格ガイドライン改定案の別添2に示された記載項目を当該各号に掲げる書類に追加します。

3. 保存期間・保存場所等

ローカルファイルは、原則として、確定申告書の提出期限の翌日から7年間、国外関連取引を行った法人の国内事務所に保存しなければならないこととされます。なお、書類の原本が国内にある場合は原本を書類の原本が国外にある場合は写しを保存するものとされます。

4. 同時文書化義務が免除される国外関連取引

一の国外関連者との前期(前期がない場合には当期)の取引金額(受払合計)が50億円未満であり、かつ、当該一の国外関連者との前期(前期がない場合には当期)の無形資産取引金額(受払合計)が3億円未満である場合には、当該一の国外関連者との当期の国外関連取引については、ローカ

ルファイルの確定申告書の提出期限までの作成・保存義務(以下「同時文書化義務」という)が免除されます。

5. 文書化の担保策

ローカルファイル等の提示又は提出(以下「提出等」という)がない場合の推定課税及び同種の事業を営む者に対する質問検査(以下「同業者調査」という)の要件を明確化する観点から、次の整備が行われます。

(1)同時文書化義務のある国外関連取引に係る推定課税等

次に掲げる場合に該当するときは、推定課税・同業者調査を行うことができることとされます。

- ① 同時文書化義務のある国外関連取引について、国税当局の当該職員が、ローカルファイルの提出等を求めた場合において、45日以内の期日で当該職員が指定する日までに提出等がなかったとき
- ② 同時文書化義務のある国外関連取引について、国税当局の当該職員が、ローカルファイルの作成の基礎となる資料及び関連する資料等の独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類の提出等を求めた場合において、60日以内の期日で当該職員が指定する日までに提出等がなかったとき

(2)同時文書化義務のない国外関連取引に係る推定課税等

同時文書化義務のない国外関連取引について、国税当局の当該職員が、ローカルファイルに相当する資料等の独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類の提出等を求めた場合において、60日以内の期日で当該職員が指定する日までに提出等がなかったときは、推定課税・同業者調査を行うことができることとされます。

6. その他

その他所要の措置が講じられます。

7. 内部取引に係る文書化制度の整備

外国法人の内部取引に係る課税の特例、内国法人の国外所得金額の計算の特例、連結法人の連結国外所得金額の計算の特例、非居住者の内部取引に係る課税の特例及び居住者の国外所得金額の計算の特例について、上記と同様に、内部取引に係る独立企業間価格を算定するための文書化制度の整備が行われます。

8. 適用時期

上記の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成30年分以後の所得税について適用されます。

ローカルファイルの義務化は、国別報告書及びマスターファイルより適用事業年度につき1年余裕があります。ただし、国別報告書及びマスターファイルの提出期限が「会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日まで」(3月決算法人の場合、平成30年3月末)である一方、ローカルファイルは対象年度の確定申告書の提出期限(3月決算・単体納税で申告期限の延長がある場合は平成30年6月末)と実質的な期限はほとんど変わらないことに留意が必要です。また、同時文書化義務のない国外関連取引(取引金額(受払合計)が50億円未満であり、かつ、無形資産取引金額(受払合計)が3億円未満である場合)に関しても、国税当局からの求めに対し60日以内に提出がなかった場合には、推定課税・同業者調査が行われ得るため、免除規定の該当の有無に関わらず、実務的には調査リスクが認められる全ての国外関連取引に対してローカルファイルの作成・保存が推奨されます。

日台民間租税取決めに係る国内法の整備

平成27年11月に、日台民間租税取決めが署名されたのを受けて、台湾においてわが国の居住者又は内国法人に対して同様の権利が認められること(相互主義)を条件として、日本において日台民間租税取決めに応じた取扱いが整備されます。今後、台湾において、同様の権利が認められることが期待されます。

日台民間租税取決めの詳細については、弊社タックス・アラート「日台租税条約への署名」(2015年12月8日)をご参照ください。

外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し

外国子会社合算税制について、以下の見直しが行われます。

① 適用除外基準の見直し

- a. 一の内国法人等によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている等の要件を満たす特定外国子会社等(英国ロイズ市場において保険業を行うものに限ります。以下b.において同じ)の実体基準又は管理支配基準の判定について、当該一の内国法人等によってその発行済株式等の全部を、直接又は間接に保有されている等の要件を満たす他の特定外国子会社等が、その特定外国子会社等の本店所在地国において実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、その特定外国子会社等は実体基準又は管理支配基準を満たすものとされます。

- b. 非関連者基準の判定上、一の内国法人等によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている等の要件を満たす特定外国子会社等が当該一の内国法人等によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている等の要件を満たす他の特定外国子会社等との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとされます。

保険会社の子会社が行う英国ロイズ市場における保険事業については現地法規制があるため、現行の適用除外基準を満たせないことが一般的ですが、本改正により、適用除外基準を充足することが可能になります。

② 外国子会社合算税制に係る外国税額控除の見直し

外国子会社合算税制の適用がある場合の外国税額控除の対象となる外国法人税の額は、以下の算式により計算されます。ただし、特定外国子会社等が子会社(持株割合25%以上等の要件を満たす法人をいう)から受ける配当等のうち外国法人税の課税標準に含まれないものは、以下の合算割合の計算に係る特定外国子会社等の所得(分母)から除外されることとなります。

$$\frac{\text{特定外国子会社等の所得につき課税対象年度の所得に対して課される外国法人税額}}{\text{内国法人に係る課税対象金額}} \times \frac{\text{課税対象年度に係る特定外国子会社等の所得}}{\text{(合算割合)}}$$

上記の改正は、特定外国子会社等の平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

国際課税原則の帰属主義への変更に伴う措置

平成26年度税制改正で措置された、国際課税原則の帰属主義への変更(平成28年4月1日施行)を円滑に実施するため、次の措置が講じられます。

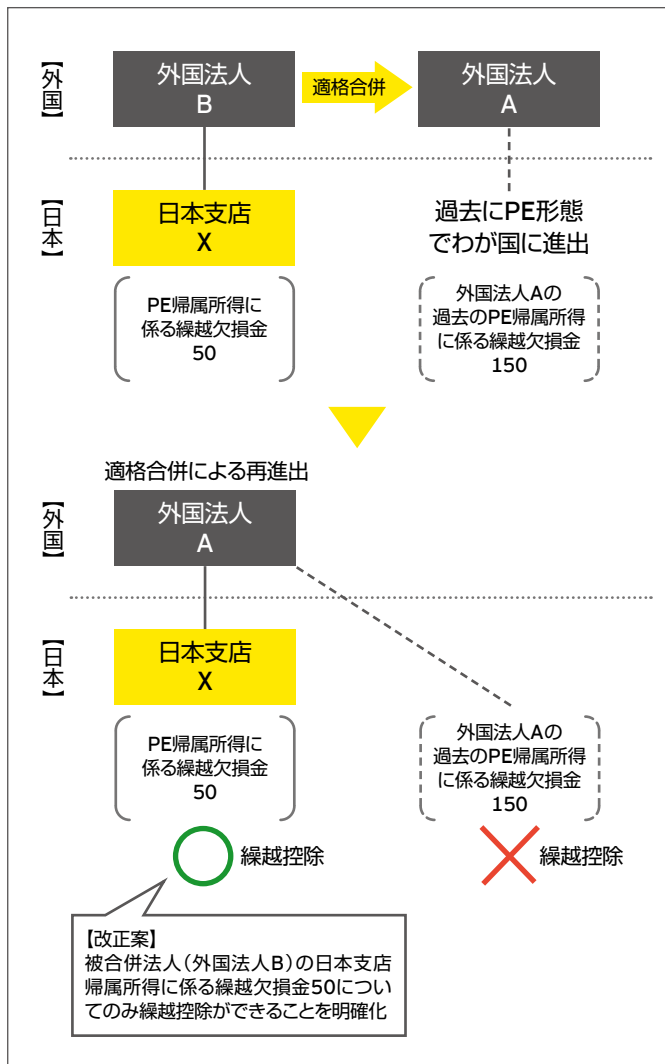
① 外国税額控除に係る国外所得金額の改正

内国法人の外国税額控除に係る国外所得金額の計算について、国外事業所等帰属所得の金額が零を下回る場合には、その下回る金額である旨、及び国外所得金額(国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得の合計額)が零を下回る場合には零であることが明確化されます。

② 外国法人に係る繰越欠損金の改正

外国法人(過去に恒久的施設を有していた外国法人に限る)が適格合併等により恒久的施設を有することとなった場合には、その外国法人が過去に有していた恒久的施設に係る欠損金の繰越控除は認めないことが明確化されます(図A参照)。

【図A】

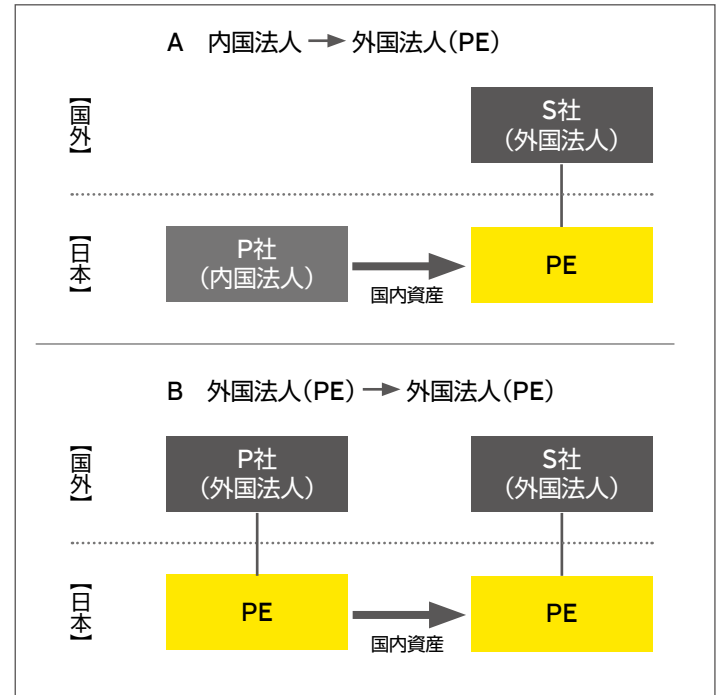


適格現物出資の見直し

外国法人に対する現物出資、及び外国法人が行う現物出資に係る適格現物出資の範囲について見直しが行われます。

- ① 外国法人に対する現物出資のうち、その移転する国内資産の全てを恒久的施設に直接帰属させるものについて、適格現物出資の対象に加えられます。ただし、国内不動産その他の恒久的施設から国外本店等への内部取引が、帳簿価額で行われたものとなる国内資産が含まれる場合には、現物出資後これらの国内資産について内部取引を行わないことが見込まれている場合に限られます(図B参照)。

【図B】



外国法人が、適格合併等により、日本に再進出する場合に、当該外国法人において、過去に日本支店(恒久的施設)で有していた繰越欠損金があったとしても、当該過去の繰越欠損金は復活しないことになります。

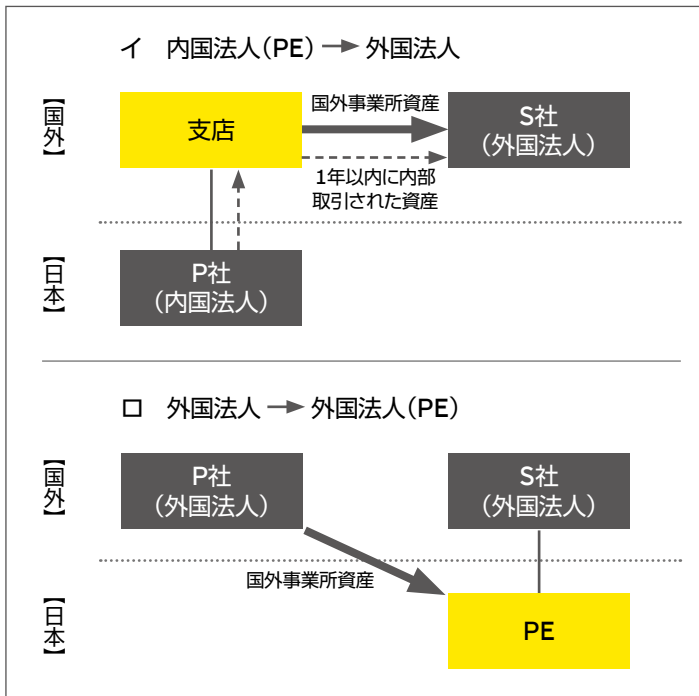
② 次の現物出資について、適格現物出資の対象から除外されます(図C参照)。

イ. 内国法人が行う外国法人に対する現物出資のうち、その現物出資の日以前1年以内にその内国法人の本店等からの内部取引により国外事業所資産となった資産(現金、預貯金、棚卸資産及び有価証券を除く)をその外国法人の恒久的施設以外の事業所に直接帰属させるもの

ロ. 外国法人が行う現物出資のうちその移転する国外事業所資産を他の外国法人の恒久的施設に直接帰属させるもの

平成26年度税制改正で、国際課税原則が帰属主義に変更されたことに伴い、外国法人が現物出資法人又は被現物出資法人となる現物出資について、適格現物出資の対象範囲が変更されることになります。

【図C】



(出典:自民党税制調査会作成資料)

個人所得課税・資産課税

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続により生じた空き家(敷地を含む)又は空き家除却後の土地を譲渡したときは、一定要件を満たす場合に限り、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除の適用が認められることとなります。

住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設

三世帯同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度が導入されます。

非居住者の住宅取得等に係る所得税・住民税の特別控除

非居住者が、非居住者である期間中に住宅の新築、取得、増改築等をした場合に、居住者と同様の要件を満たすときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン控除)等の適用を認めることとされます。

セルフメディケーション(自主服薬)推進のための医療費控除の特例の創設

個人が自己又は自己と生計を一にする配偶者、その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※)の購入の対価を支払った場合において、その年中における支払対価の額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(最大88,000円)を総所得金額等から控除する、医療費控除の特例制度が導入されます。本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

※ 一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く)をいいます。

国外転出時課税制度の見直し

含み益を有する有価証券等を保有したまま国外転出し、その後譲渡することで、日本での譲渡所得課税を免れることを防ぐため、平成27年度税制改正において、国外転出時課税制度(いわゆる出国税)が創設されました。平成28年度改正において見直しがなされています。ストックオプションの行使による所得は、国外転出後も日本において課税できることから、出国税の対象となる有価証券等の範囲からストックオプションを除外することとされます。また、国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用がある場合の納税猶予に係る期限の満了に伴う納期限を、国外転出の日又は贈与の日もしくは相続の開始の日から5年4月を経過する日(現行:5年を経過する日)とします。

外国親法人等から付与されたストックオプションの行使等に係る調書制度の拡充

外国親法人から日本子会社・日本支店の役員・使用人に付与されたストックオプションは、税制適格要件を満たさないため、権利行使時に所得税が課せられます。その申告漏れを防ぐため、日本子会社・日本支店は、権利行使等があった年の翌年3月31日までに、その経済的利益に関する調書を提出しなければならないこととされています。本改正では、その報告対象者の範囲に、以下の者が追加されます。

- (1)外国法人の子会社である内国法人等の役員又は使用人であった居住者
- (2)外国法人の子会社である内国法人等の役員又は使用人である非居住者(当該内国法人等の役員又は使用人であった者を含む)で国内源泉所得となる経済的な利益の供与を受けた者

納税環境整備・その他

クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、納付書で納付できる国税を対象として、クレジットカード納付を可能とする制度が創設されます。

スキャナ保存制度の見直し

一定の国税関係書類については、電磁的記録による保存（スキャナ保存）が認められています。現行法上、「スキャナ」は原稿台と一体となったものに限定されていますが、デジタルカメラやスマートフォンなどの機器も「スキャナ」として認められることとなります。また、適正事務処理要件の内、相互けん制要件、定期検査要件が見直されます。

加算税の見直し

(1) 事前通知を受けて修正申告等を行う場合

税務調査の事前通知を受けた直後に多額の修正申告や期限後申告を行い、過少申告加算税や無申告加算税の負担を免れる事例があることから、事前通知から更正予知までの期間については、以下のとおり、更正予知後の加算税よりも一段低い加算税の対象とすることとなります。源泉所得税の不納付加算税については、見直しはありません。

	当初申告~事前通知	事前通知~更正予知	更正予知~
改正前	過少申告 0% 無申告 5%		過少申告 10(15)% 無申告 15(20)%
改正案	過少申告 0% 無申告 5%	過少申告 5(10)% 無申告 10(15)%	

※上記のかつこ内は、加重される部分に係る加算税の税率

(2) 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合

悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に更正予知による無申告加算税又は重加算税を賦課された者が、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合、無申告加算税及び重加算税について、それぞれの割合に10%加算する措置が講じられます。

最高裁敗訴判決を踏まえた延滞税額の計算期間の見直し

平成26年12月12日の最高裁判決において、納税者が法定納期限内に申告・納付した後、更正の請求を受けた税務署長が減額の更正処分を行い、さらに増額の更正処分をしたときは、法定納期限の翌日から増額の再更正により納付すべき本税の納期限までの期間については、延滞税は発生しないと判断が示されました。この判決を踏まえて、延滞税の計算期間につき、一定の場合における延滞税額の計算期間が見直されます。

EY税理士法人では、2016年1月26日(火)15時より、大手町サンケイプラザにて、「平成28年度税制改正アップデートセミナー」を開催いたします。平成28年度税制改正大綱で公表された改正項目について説明するとともに、BEPSを含む最近の税制に関するトピックについても解説いたします。お申込みは、[こちら](#)をクリックしてください。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160108

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp